

医療的ケア児者の家族のための訪問看護を活用したレスパイト支援

(背景)

- ・ 医療的ケア児者の在宅生活では、同居の家族等の心身の負担が大きく、レスパイト（休息）の支援ニーズが高い
- ・ 一方で、医療的ケア児者が、デイサービスやショートステイ（障害福祉サービス）を利用するには、施設において看護職員の配置が必要となるため、利用できる施設が限られている

(新たな支援の概要)

(1) 事業内容

「訪問看護」の事業者が、医療的ケア児者に対し、医療保険の適用対象外となる見守り等（下記）を実施した場合の費用について、市が独自に負担。

介護者にまとまった時間の休息をとってもらい、身体的・精神的な負担の軽減を図る。

- ① 医療的ケア児者の自宅での見守り・介護等（医療保険適用分を除く）
- ② 医療的ケア児者の外出先での見守り・介護等

(2) 利用対象となる「医療的ケア児者」の要件（①～③すべてに該当する方）

- ① 市内在住
- ② 同居の家族等によって在宅で介護を受けて生活している
- ③ 訪問看護（医療保険）により医療的ケアを受けている※

※医療的ケアに関して医師から訪問看護指示書が出ていること

(3) 利用可能時間数

96 時間（医療的ケア児者一人あたり・単年度あたり）

(4) サービス提供にかかる費用（基準額）

1 時間あたり8,000円

(5) 利用者負担額（1 割）

1 時間あたり800円

（生活保護受給世帯・市民税非課税世帯※は免除）

※見守り等の対象となる方が医療的ケア者の場合、世帯の範囲は本人と配偶者まで

(訪問看護を活用するメリット)

- ・ 医療的ケア児者の方々は訪問看護（医療保険）を利用していることが多い
- ・ 普段から関わりのある看護師による支援を安心して受けられる
⇒ サービスの提供がスムーズに行える

(利用までの流れ)

(1) 事前確認 (随時)

利用対象者が、普段利用している訪問看護 (医療保険) 事業者に、
「事業者登録 (下記)」が済んでいるかを確認

事業者登録 (随時)

①訪問看護事業者※が市へ登録申請

※医療保険上の指定を受けている訪問看護事業者

②事業者と市が委託契約を締結

(2) 利用申請 (随時)

①利用対象者が、事業者を通じて市へ利用申請

②市が利用を決定※

※利用期間は年度ごと

(3) サービス利用 (随時)

事業者登録が完了した事業者が、利用決定を受けた利用者に対し、
サービスを提供

(利用申請の受付開始日)

2026 年 7 月 1 日